

近畿地域の自治体並びに地域住民の皆様



近畿管内の再エネ発電設備におけるFIT制度等の法令違反等に係る

情報提供窓口開設のご案内

令和7年4月8日～令和8年3月23日

「固定価格買取制度（FIT制度）」の創設以降、再エネ設備の普及が進み、将来の主力電源として、設備の長期的な運営、地域との共生などが目指されています。

一方で、法令違反等の疑いがあり発電設備の近隣にお住まいの方々の不安や、安心安全にかかるトラブルの可能性のある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっています。

近畿経済産業局では、このような「法令違反等の疑いがある近畿管内の発電設備」（以降、「不適切案件と表記」）に係るご相談窓口として、「Kフィットセンター」を設置し、管内の情報収集と対応施策の検討を行って参ります。



適切に運用される
太陽光発電施設の例

近畿再エネ発電設備情報提供窓口 通称：K フィットセンター (K-FIT/FIP Consultation Center)

電話：0120-716-853

メール：k-fit-center@kinki-saiene-2024.go.jp



<営業時間>

平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）

※年末年始除く ※開設期間：令和7年4月8日から令和8年3月23日まで

▲スマホ等で読み取って頂くと、メールソフトが立ち上がります。写真等を送付する際ご利用ください。

不適切案件の例や、ご相談・情報提供から対応に係る詳細は
次頁（裏面）をご参照ください。

本事業は近畿経済産業局より委託を受けて、株式会社地域計画建築研究所が実施しています。



株式会社 地域計画建築研究所

アルパック

Architects, Regional Planners & Associates, Kyoto

本社/京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地
四条SETビル2階

不適切案件の例(太陽光発電施設の場合)

標識・柵塀の不備

- 標識が設置されていない
- 柵塀が設置されていない
- 柵塀の高さが低い、破損している等、施設への侵入を防ぐ機能を果たしていない

等

保守点検・維持管理不十分

- 雑草がはびこり、敷地外への浸出や、沿道の通行障害などが生じている
- 土砂や草刈りの残渣等が流出し、公共の排水路の詰まりなどが生じている

等

その他の事例

- 自治体の定める条例やガイドラインに違反し、所管する自治体の指導に従わない。
- 条例やガイドラインに違反している訳ではないが、対応が不十分。

等

説明会の不備

- 条例に定める説明会の要件（参加者の範囲、説明内容等）を満たさない 等
- ※令和6年4月1日より、説明会等のFIT/FIP申請要件化（周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。）が施行、再エネ特措法で定める要件の説明会等の実施が必要。



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようになっていない

◆ご参考

○FIT・FIP制度情報公開ページ
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/



○最新のガイドライン（事業計画認定、説明会及び事前周知措置 等）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

○認定設備情報、説明会開催情報等の公表
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoTop>



ご相談・情報提供～対応の流れ

STEP1



Kフィットセンターへのご連絡

・不適切案件と思われる発電施設や事業者について、電話やメールにより情報提供をお願いいたします。

STEP2



不適切な状態の確認

・当該案件の不適切な状態について、センターが確認いたします。
※追加の情報提供などをお願いさせていただく場合があります。

STEP3



事業者への改善指導

・不適切性が認められる場合、当該事業者等に対してセンターより改善指導を実施します。

STEP4

改善状況の確認

・センターにより、改善状況の確認を実施します。

※情報提供者（通報者）の特定につながる個人情報等は、センター及び近畿経済産業局内において案件の対応に必要な用途のみに利用します。

※一つの案件につき、対応完了まで最短でも1カ月程度を要します。原則、不適切な状態が解消されたことについてのお知らせ等は致しません。